

# 担い手の確保申告要領

平成26年11月20日 建管第1638号

平成30年11月27日 建管第1072号

令和 2年11月24日 建管第1046号

最終改正 令和 3年 4月12日 建管第 72号

## 1 趣旨

この要領は、道が発注する建設工事に係る競争入札参加資格格付のための審査において、技術・社会的要素の審査項目である担い手の確保について評定するため、必要な事項を定めるものとする。

## 2 定義

担い手の確保とは、道が発注する建設工事の競争入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）が若年者（満35歳未満）を新規に採用する取組をいう。

## 3 申告することができる者

申請者が、審査基準日の3ヶ月前の日の直前2年間において若年者を新規に採用し、かつ、次のいずれの要件も満たした場合に申告できる。ただし、自社で解雇した職員を再び雇用した場合は評定の対象としない。

(ア) 雇用期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）を審査基準日時点で3ヶ月を超えて継続して雇用している企業

(イ) 採用時点において、年齢が満35歳未満の者

## 4 申告の手続き

申請者が担い手の確保の審査を受けようとするときは、技術・社会的要素審査項目申告書と併せて、担い手の確保確認申告書（別記様式）を提出するものとする。

## 5 申告内容の確認

知事は別表により、申告内容を確認するものとする。

## 附則

この要領は、平成27・28年度競争入札参加資格審査申請時から適用する。

## 附則

この要領は、平成31・32年度競争入札参加資格審査申請時から適用する。

## 附則

この要領は、令和3・4年度競争入札参加資格審査申請時から適用する。

## 附則

この要領は、令和3年（2021年）4月12日から適用する。

別表

該当要件	確認資料
要領3本文及び(ア)関係	賃金台帳【複写】 出勤簿【複写】 源泉徴収簿【複写】  ※審査基準日において継続雇用が確認できる資料として上記のいずれかを提出
要領3本文及び(イ)関係	雇用契約書【複写】 雇用保険被保険者資格取得等通知書【複写】  ※採用時点において年齢が満35歳未満であることが確認できる資料として上記のいずれかを提出

## 担い手の確保確認申告書

年 月 日

北海道知事 宛

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

担い手の確保について、次のとおり申告します。

氏 名	採 用 年 月 日	生 年 月 日	採 用 時 年 齢
	年 月 日	年 月 日	歳
	年 月 日	年 月 日	歳
	年 月 日	年 月 日	歳
	年 月 日	年 月 日	歳
	年 月 日	年 月 日	歳
	年 月 日	年 月 日	歳
	年 月 日	年 月 日	歳
	年 月 日	年 月 日	歳
	年 月 日	年 月 日	歳
	年 月 日	年 月 日	歳

※ 採用年月日及び採用時の年齢を確認できる資料（雇用契約書、雇用保険被保険者資格取得等通知書のいずれか（複写））を提出すること。

※ 審査基準日において3ヶ月を超えて継続して雇用されていることが確認できる資料（賃金台帳、出勤簿、源泉徴収簿のいずれか（複写））を提出すること。